

# 消費税の中間納付 手続き・仕訳まるわかBOOK



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 消費税の中間納付 手続き・仕訳まるわかりBOOK

## 消費税の中間納付とは？

### 中間納付制度の概要

消費税の中間納付とは、課税期間の途中で消費税を分割して納める制度です。

消費税の確定申告は、法人は事業年度終了の翌日から2ヶ月以内、個人事業主は毎年3月末までに消費税の申告納付をします。特定の条件に該当する場合、年1回、3回、または11回に分けて納付（中間申告）する必要があります。

### 中間納付の対象者

中間納付の対象となるのは、前年度の消費税の納付額（地方消費税を含まない国税分）が48万円を超える企業や個人事業主です。

48万円を超えるかどうかは、国税分の消費税額（標準税率10%の場合は7.8%、軽減税率8%の場合は6.24%部分）で判断します。

### 制度の目的

国の目的は、安定した税収を確保することです。

納税者側にとっても、一度の納税額の負担を分散できるため、資金繰りの観点からメリットがある制度といえます。

なお、中間納付で納めた税額は、年間の確定申告時に精算され、納めすぎた場合は還付されます。

# 消費税の中間納付 手続き・仕訳まるわかりBOOK

## 中間納付の時期と計算方法

### 納付の時期と回数

中間納付の回数は、前年度の消費税納付額に応じて自動的に決まります。

昨年度の納税額（国税分）	中間申告の回数
48万円超～400万円以下	年1回
400万円超～4,800万円以下	年3回
4,800万円超	年11回

### 納付期限

納付期限は、原則として各中間申告対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内です。対象の事業者には、税務署から納付書が送付されます。ただし、仮決算に基づいて申告・納付する方法もあります。

# 消費税の中間納付 手続き・仕訳まるわかりBOOK

## 中間納付の時期と計算方法

### 税額の計算方法

計算方法には「予定申告方式」と「仮決算方式」の2種類があります。

#### 1. 予定申告方式

前年度の消費税額を基に、税務署が中間納付額を計算して通知する方式です。

送付される納付書に記載された金額を納付するため、納税者側で計算する手間がかかりません。

#### 2. 仮決算方式

中間申告の対象期間ごとに仮決算を行い、その期間の課税売上や課税仕入に基づいて自ら納税額を計算する方式です。

申告の負担は増えますが、前期と比べて業績が悪化している場合などは、予定申告方式よりも納付額が少なくなる可能性があります。

# 消費税の中間納付 手続き・仕訳まるわかりBOOK

## 中間納付の仕訳と注意点

### 中間納付の仕訳方法

経理方式（税込か税抜か）によって、使用する勘定科目が異なります。

#### 1. 税込経理方式の場合：納付した消費税額を「租税公課」として費用計上します。

（例）中間納付で100万円を普通預金から納付した

借方	貸方
租税公課 1,000,000円	普通預金 1,000,000円

#### 2. 税抜経理方式の場合：納付時には「仮払金」または「仮払消費税等」として資産計上します。

（例）中間納付で100万円を普通預金から納付した

借方	貸方
仮払金 1,000,000円	普通預金 1,000,000円

この「仮払金（仮払消費税等）」は、決算時に、売上で預かった「仮受消費税」などと相殺して、年間の納付税額を計算するために使われます。

### 中間納付をしない場合の注意点

中間納付の対象であるにもかかわらず、期限までに納付をしない場合は延滞税が発生します。また、申告書を提出しなかった場合でも、自動的に「予定申告方式」での申告があったとみなされ、納付義務が発生するため注意が必要です。